

「新京都館プロジェクト」YouTube 動画制作等業務委託仕様書

1 委託業務名

「新京都館プロジェクト」YouTube 動画制作等業務

2 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

3 事業目的

全国から多くの方が視聴する動画投稿サイト「YouTube」等において、首都圏をはじめ多くの方に、伝統産業をはじめとする京都の多様な文化や魅力を発信し、京都への投資を喚起することを目的とする。

4 委託内容

以下の業務について、本市と協議のうえ、実施すること。

なお、業務の実施にあたっては、京都市のWEBサイト「KYOTO in TOKYO presented by 京都館」の受託者と密に連携すること。

(1) 動画の制作に関すること

ア 伝統産業をはじめとする京都の多様な文化や魅力が発信できる動画の企画立案を行い、企画に基づき構成及びシナリオを作成すること。動画の企画内容については、普段、伝統産業に馴染みのない人にも訴求するものとし、出演者の人選等に当たっては、本市と事前に十分な協議を行うこと。

イ 京都に関心のある潜在的なユーザーの視聴数の増加につながるよう、動画データ（タイトル、タグ、概要欄、サムネイル、ジャンルなど）の設定およびチャンネル設計を行うこと。

ウ 年間20本以上の動画を制作すること。1本当たりの動画の長さは、企画内容の趣旨に応じて、本市と協議のうえ、決定すること。

エ 動画撮影に必要な撮影や映像作成を行うこと。出演者や協力者に関する交渉も受託者において行うこと。人物を撮影する場合には、必要な肖像権の処理を行う。なお、撮影に際して必要となる、使用料、出演料、謝礼金等の費用は委託料に含む。

オ 映像の加工・編集、音楽、音声やナレーションの付加、テロップの付加などの編集作業を行い、完成した動画を動画投稿サイト「YouTube」で公開すること。また、WEBサイト「KYOTO in TOKYO presented

by 京都館」でも動画を閲覧できるよう、同サイトの受託者と連携すること。

カ 常にチャンネル分析を行い、毎月、動画の再生回数等を確認、分析し、報告すること。

(2) 動画の PR に関すること

「京都館チャンネル (仮)」の認知度を高め、再生回数を増やすために、事業者のネットワークやノウハウを活用した広報手法や企画について、他の手法と比較した優位性や経費を含めて提案すること。

5 業務体制

本業務の遂行に当たっては、委託業務を総括する制作責任者を置き、本市、関係者との円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。また、画像やデザイン、映像、音声等の映像コンテンツの制作及びインターネット動画配信にあたっての必要な知識と技能を有する従事者を確保すること。

6 成果物

- ・制作した動画一式データ
- ・業務の実施内容をまとめた資料 3部
- ・資料一式データ

7 留意点

- (1) 成果物に係る著作権ほか一切の権利は本市が保有し、本市が当該データの加工、二次利用を行うことについて了承すること。
- (2) 業務遂行に当たっては、本市と綿密な情報交換を行うとともに、本市の指示に従うこと。
- (3) 本市から動画に関する修正や削除などの指示があった場合は、できる限り速やかに対応すること。
- (4) 受託者は本業務について秘密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (5) 本業務の全部または主たる業務の一部を第三者に委任してはならない。なお、本業務の一部を第三者に委任する場合は、本市に書面により申請し、承認を得ること。